

令和7年度 青森県・むつ市 連携融資制度

むつ市では、県が実施する融資制度のうち、以下のメニューを利用した方で一定の要件を満たしている方へ青森県信用保証協会を通して信用保証料の補助を行います。

▶ 創業される方

対象となる 融資制度	「青森新時代」への架け橋資金 スタートアップ創出枠・創業枠 県内で中小企業者として創業する（創業後5年未満の中小企業者を含む）事業
対象者	青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2（1）に該当する融資を受けた者のうち、市内で新たに事業を開始しようとする者、または市内で事業を開始して5年に満たない者（いずれも市内に事業所を有するものまたは予定のもの）
対象額	補助対象融資額 1,000 万円以内
補助内容	信用保証料の全額を県と市が補助（県が 30%、市 70%） ※スタートアップ創出枠の場合は、信用保証料の上乗せ分は補助対象外

▶ 空き店舗で開業する方

対象となる 融資制度	「青森新時代」への架け橋資金 空き店舗活用チャレンジ枠 空き店舗活用による地域商店街活性化への取組
対象者	青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2（2）に該当する融資を受けた者のうち、市内対象区域の空き店舗において開業する中小企業者等で、地域商店街等活性化への取組として市の認定を受けたもの ※対象となるエリア 田名部地区：田名部町、本町、柳町一丁目、横迎町、小川町、新町 大湊地区：大湊浜町、大湊新町、大平町
対象額	補助対象融資額 1,000 万円以内
補助内容	信用保証料を市が 70%補助

▶ 県の推進する分野の取組みを行う方

対象となる 融資制度	「青森新時代」への架け橋資金 特別枠 ①新商品等の開発・新分野進出を図る取組 ②DX・生産性向上を図る取組 ③GXを推進する取組 ④SDGs（持続可能な開発目標）の達成に資する取組 ⑤労働力確保（賃上げ）・仕事と子育ての両立に資する取組 ⑥物流の2024年問題の解決への取組 ⑦上記①～⑥以外で県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に属する事業
対象者	青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2（4）に該当する融資を受けた者のうち、市内で1年以上同一事業を営んでいる者
対象額	補助対象融資額 1,000 万円以内
補助内容	信用保証料の全額を県と市が補助（県が 30%、市 70%）

▶ 金融機関提案枠を活用する方

対象となる 融資制度	「青森新時代」への架け橋資金 金融機関提案枠（青森みちのく銀行、青い森信用金庫） 地方創生又は地域密着に資するものとして、各取扱金融機関が提案し、県が承認した事業
対象者	青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2（6）に該当する融資を受けた者のうち、市内で1年以上同一事業を営んでいる者
対象額	補助対象融資額 1,000 万円以内
補助内容	信用保証料の全額を県と市が補助（県が 30%、市 70%）

▶ 事業に必要な資金を調達したい方

対象となる 融資制度	青森県事業活動応援資金 事業活動枠 事業活動に必要な資金の調達を図るもの
対 象 者	青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱2(1)に該当する融資を受けた者のうち、市内で1年以上同一事業を営んでいる者
対 象 額	補助対象融資額 1,000 万円以内
補 助 内 容	信用保証料を市が 70%補助

▶ 売掛債権の回収不能や災害により経営の安定に支障が生じている方

対象となる 融資制度	青森県経営安定化サポート資金 (1)連鎖倒産枠 (2)経営安定枠 (3)災害枠 県が指定する災害等により経営の安定に支障を生じているもの
対 象 者	青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱2(1)から(3)に該当する融資を受けた市内事業者
対 象 額	補助対象融資額 1,000 万円以内
補 助 内 容	信用保証料を市が 70%補助

- 補助対象となる融資の実行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 各制度に共通した要件 ①市内に住所を有する個人またはしないに法人登記をした事業者
②市税に未納がないこと
- 予算の都合により、上記保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し県の各種融資を利用することは可能です。
- 保証人を提供しない場合の保証料上乗せ分は補助対象外です。

連携融資制度に関するQ&A

Q1. 希望融資額が1,000万円を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A1. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1,000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間が1年以内）」のものに限られます。ただし、例えば、融資額1,500万円（融資期間10年以内）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1,000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1,000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q2. むつ市内に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、市外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A2. 信用保証料の補助対象となる融資は、市内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が市内にあっても、市外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

Q3. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A3. 融資を受けるにあたっては青森県特別保証融資制度の取扱金融機関(※)の融資担当窓口へお申込みください。お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

(※) 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会

【お問合せ先】

青森県特別保証融資制度に関すること	青森県経済産業政策課	電話 017-734-9368
信用保証料の補給に関すること	むつ市商工労政課	電話 0175-22-1111（代）